



## 税務情報

### グループ通算制度の政令（地方税）の公布

本日（2020年9月4日）、[官報号外第184号](#)において、2020年度税制改正で連結納税制度より移行することとされたグループ通算制度（2022年4月1日以後開始事業年度より適用）に係る地方税の政令が公布されました。

- 地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第264号）

#### 【参考】

#### <国税>

- グループ通算制度に係る国税の政令は6月26日に、国税の省令は6月30日にそれぞれ公布されています。（e-Tax News No.201 [「グループ通算制度の政令（国税）の公布」](#)（2020年6月26日発行）及びNo.203 [「グループ通算制度の省令（国税）の公布」](#)（2020年6月30日発行）にてお知らせしております。）
- 国税の改正に係る政省令（グループ通算制度に係る政省令を含みます。）の新旧対照表は、財務省のウェブサイト[「令和2年度税制改正 政令」](#)及び[「令和2年度税制改正 省令」](#)のページに掲載されています。
- 国税庁より、政省令の内容が反映された[「グループ通算制度に関する Q&A（令和2年6月）（令和2年8月改訂）」](#)が公表されています。（e-Tax News No.206 [「国税庁 - 『グループ通算制度に関する Q&A』の改訂」](#)（2020年8月25日発行）にてお知らせしております。）

### <地方税>

- グループ通算制度に係る地方税の省令はまだ公布されていません。
- 地方税の改正に係る政省令の新旧対照表は、総務省のウェブサイト「[税制改正（地方税）](#)」及び「[新規制定・改正法令・告示](#)」のページに掲載されており、本日公布された政令の新旧対照表もまもなく掲載されるものと思われます。

KPMG 税理士法人  
info-tax@jp.kpmg.com  
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.